

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社N T T ドコモ			コード	9437
提出日	2020/5/26		異動（予定）日	2020/6/16	
独立役員届出書の提出理由		定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。			
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	新宅 正明	社外取締役	○													○	新任	有
2	遠藤 典子	社外取締役	○													○		有
3	菊地 伸	社外取締役	○													○	新任	有
4	寒河江 弘信	社外取締役																
5	中田 勝巳	社外取締役																
6	梶川 幹夫	社外取締役	○													○		有
7	辻山 栄子	社外取締役	○													○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		株式会社東京証券取引所が定める独立性基準（「上場管理等に関するガイドライン」）及び当社の定める独立性判断基準に照らし、取締役の職務執行にあたり一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、同氏を独立役員に指定しています。
2		株式会社東京証券取引所が定める独立性基準（「上場管理等に関するガイドライン」）及び当社の定める独立性判断基準に照らし、取締役の職務執行にあたり一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、同氏を独立役員に指定しています。
3		株式会社東京証券取引所が定める独立性基準（「上場管理等に関するガイドライン」）及び当社の定める独立性判断基準に照らし、取締役の職務執行にあたり一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、同氏を独立役員に指定しています。
4		
5		
6		株式会社東京証券取引所が定める独立性基準（「上場管理等に関するガイドライン」）及び当社の定める独立性判断基準に照らし、取締役の職務執行にあたり一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、同氏を独立役員に指定しています。
7		株式会社東京証券取引所が定める独立性基準（「上場管理等に関するガイドライン」）及び当社の定める独立性判断基準に照らし、取締役の職務執行にあたり一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、同氏を独立役員に指定しています。

4. 補足説明

当社は、株式会社東京証券取引所の定める独立性基準に加え、下記の要件を満たす社外役員を独立役員に指定しています。 ・直近の3事業年度において以下に該当する者ではないこと。 （1）当社の基準を超える取引先（※1）の業務執行者 （2）当社の基準を超える借入先（※2）の業務執行者 （3）当社及び主要子会社（※3）から、直近の3事業年度のいずれかの事業年度において、役員報酬以外に年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を直接得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家等の専門的サービスを提供する個人 （4）当社の基準を超える寄付を受けた団体（※4）の業務執行者 なお、以上の（1）から（4）のいずれかに該当する場合であっても、当該人物が実質的に独立性を有すると判断した場合には、独立役員の指定時にその理由を説明、開示します。 ※1 当社の基準を超える取引先とは、直近の3事業年度のいずれかの事業年度における当社及び主要子会社（※3）の取引合計額が、当該事業年度における当社及び主要子会社の年間営業収益合計額の2%以上の取引先をいう。 ※2 当社の基準を超える借入先とは、直近の3事業年度のいずれかの事業年度における連結ベースでの借入額が、当該事業年度における当社の連結総資産の2%以上の借入先とする。 ※3 主要子会社とは、株式会社ドコモCS、ドコモ・サポート株式会社、ドコモ・システムズ株式会社、ドコモ・テクノロジー株式会社、株式会社ドコモCS北海道、株式会社ドコモCS東北、株式会社ドコモCS東海、株式会社ドコモCS北陸、株式会社ドコモCS関西、株式会社ドコモCS中国、株式会社ドコモCS四国、株式会社ドコモCS九州をいう。 ※4 当社の基準を超える寄付を受けた団体とは、直近の3事業年度のいずれかの事業年度における当社及び主要子会社（※3）からの寄付の合計額が、年間1,000万円又は当該事業年度における当該組織の年間総収入の2%のいずれか大きい額を超える団体をいう。 また、社外取締役（※5）と当社との取引関係その他の利害関係（寄付を含む）の記載に当たり、当社取締役会への付議の必要がない取引等については、株主の議決権行使の判断に影響を及ぼすおそれがなく、一般株主と利益相反の生じるおそれもないものと考えられることから、原則として記載を省略することとしています。 ※5 同氏が役員若しくは使用人である、または役員若しくは使用人であった会社等を含む。
--

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
 - c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
 - e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- 以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。